# 滋賀県立守山高等学校同窓会会則

# 第1条

(名 称) 本会は、滋賀県立守山高等学校同窓会と称する。「蛍泉会」

# 第2条

(所在地) 本会は、事務所を滋賀県立守山高等学校(滋賀県守山市守山三丁目12番34号)に置く。 第3条

(組織) 本会は、滋賀県立守山高等学校の卒業生をもって正会員とし、前記の学校に現在勤務し、 また、勤務した職員を特別会員とする。

# 第4条

(目 的) 本会は、会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

### 第5条

- (事業) 本会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。
  - 1. 会員相互の親睦向上のための諸事業及び母校発展に対する支援・協力
  - 2. 会員名簿の維持管理
  - 3. 会報誌の発行及びホームページの維持管理
  - 4. その他必要な事業

### 第6条

(支 部) 本会には、支部を置くことができる。

# 第7条

(役 員) 会 長 1名 総会において、正会員の中から選出し、本会を代表して会務を統べる。 副会長 3名 総会において、正会員の中から選出し、会長を補佐し会長に事故等ある

きはその職務を代行する。

事務局長 1名 総会において、正会員の中から選出し、本会の諸般の事務総括と支部組 織との連絡調整等の事務を処理する。

事務局次長 1名 総会において、正会員の中から選出し、事務局長の事務全般を補佐する。

書 記 2名 正会員の中から1名、現職特別会員の中から1名を会長が委嘱し、本会 の諸般の事務を処理する。

会計 2名 正会員の中から1名、現職特別会員の中から1名を会長が委嘱し、本会の会計事務を処理する。

理 事 若千名 正会員の中から若干名を選出し、会長の委嘱を受けて会務の諸般につい て連絡協議し、本会の運営に協力する。

監 査 2名 総会において正会員の中から1名、現職特別会員の中から1名を選出し 本会の会計を監査する。

尚、役員の任期は1期2年とする。但し、再任は妨げない。

# 第8条

(顧 問) 本会に、顧問を置くことができる。

#### 第9条

(会 議) 本会に次の会議を設け会長が招集する。

- 1.総 会 総会は年1回、当該年度末決算後、速やかに開催し、議長は会長または会長が指名したものがこれにあたる。また必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 2. 役員会 必要に応じて開催する。

# 第10条

(会 計) 本会の経費は、会費、寄付金及びその他収入をもってこれに充てる。

#### 第11条

(会計年度) 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

# 第12条

(付 則) 本則中に明文のない事項については、役員会で協議のうえ決定し施行する。

この会則は、昭和41年3月11日から施行する。

平成 5年3月21日改正 平成26年5月24日改正 平成24年3月 4日改正 平成27年5月23日改正

平成25年3月 3日改正 平成30年4月29日改正